

平成17年3月 登録試験

〔No.49〕 「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、操縦装置としてかじ取りハンドルの中心から左右にそれぞれ 500mm 以内に配置し、運転者が定位置において容易に操作できなければならない装置に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) デフロスタ・スイッチ
- (2) 方向指示器スイッチ
- (3) 非常点滅表示灯スイッチ
- (4) 窓ふき器スイッチ